

大和市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第19号

大和市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和44年大和市規則第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「管理職手当」を「管理職手当及び管理職員特別勤務手当」に、「第34条」を「第34条・第34条の2」に改める。

「第8章 管理職手当」を「第8章 管理職手当及び管理職員特別勤務手当」に改める。

第34条第1項中「管理職手当支給一覧表（別表第1）」を「別表第1に掲げる職等の区分に応じ、それぞれ同表管理職手当の額の欄」に改め、同条第2項中「条例附則第11項の表の給料表」を「平成31年3月31日までの間、条例附則第11項の表の給料表」に改め、同章中同条の次に次の1条を加える。

（管理職員特別勤務手当の額等）

第34条の2 条例第21条の2第3項第1号に規定する規則で定める額は、勤務1回につき別表第1に掲げる職等の区別に応じ、それぞれ同表管理職員特別勤務手当の額の欄に定める額とする。

2 条例第21条の2第3項第1号に規定する規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。

3 条例第21条の2第3項第2号に規定する規則で定める額は、同項第1号に定める額に100分の50を乗じて得た額とする。

4 管理職員特別勤務手当は、月の初日から末日までを1月分とし、当月分を翌月の給料の支給日に支給する。

5 条例第21条の2第1項又は第2項に規定する勤務をした職員は、管理職員特別勤務報告書を作成し、任命権者の確認を受けるとともに、当月分を翌月の3日までに部（これに相当する組織を含む。）内の人事、予算執行、事務事業の調整等を主管する課長に報告しなければならない。

6 この規則に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当に関し必要な事項は、別に定める。

第39条の4第1項中「（第1号様式）」を削る。

第39条の7中「(第2号様式)」を削る。

第44条第2項第2号中「職員」の次に「(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1か月以下である職員を除く。)」を加える。

第58条の見出しを「(委任)」に改め、同条を第59条とし、第57条の次に次の1条を加える。

(様式)

第58条 この規則で使用する様式は、別表第5のとおりとし、その内容は別に定める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第34条、第34条の2関係）

ア 行政職給料表(1)の適用を受ける者

職務の級	職等	管理職手当の額	管理職員特別勤務手当の額
6級	部長 市長室長 議会事務局長 消防長 市立病院事務局長	95,000円	12,000円
	担当部長 会計管理者 選挙管理委員会事務局長 監査事務局長 農業委員会事務局長	85,000円	12,000円
5級	5級に属する者	81,000円	10,000円
4級	課長 水質管理センター長 議会事務局次長 選挙管理委員会事務局次長 監査事務局次長 農業委員会事務局次長 指導室長 教育研究所長 青少年相談室長 経営戦略室長 診療情報管理センター長 地域医療連携科長 担当課長	71,000円	8,000円
	渋谷分室長 公園管理事務所長 保育園長	62,000円	8,000円

	学習センター館長 学校給食共同調理場長 主任指導主事 主幹		
--	--	--	--

イ 消防職給料表の適用を受ける者

職務の級	職等	管理職手当の額	管理職員特別勤務手当の額
7級	7級に属する者	91,000円	12,000円
6級	6級に属する者	82,000円	10,000円
5級	5級に属する課長 分署長 5級に属する担当課長	74,000円	8,000円
	5級に属する隊長 主幹	65,000円	8,000円

ウ 医療職給料表(1)の適用を受ける者

職務の級	職等	管理職手当の額	管理職員特別勤務手当の額
6級	6級に属する者	146,000円	12,000円
5級	5級に属する者	119,000円	12,000円
4級	部長	102,000円	12,000円
	部長のうち別に定める者	94,000円	12,000円

エ 医療職給料表(2)の適用を受ける者

職務の級	職等	管理職手当の額	管理職員特別勤務手当の額
6級	部長	83,000円	12,000円
	薬剤科長 診療放射線科長 臨床検査科長 リハビリテーション療法科長 MEセンター長 栄養科長 医療安全管理科長	78,000円	10,000円

オ 医療職給料表(3)の適用を受ける者

職務の級	職等	管理職手当の額	管理職員特別勤務手当の額
6級	部長	85,000円	12,000円
	部長補佐	80,000円	10,000円
5級	5級に属する者	67,000円	8,000円

別表第2 職員及び支給区分の項医療職給料表(3)の欄中

4級に属する職員	△又は▽
----------	------

を

4級に属する職員	△
3級に属する職員のうち市長が別に定めるもの	△又は▽

に改める。

別表第4の次に次の表を加える。

別表第5（第58条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	管理職員特別勤務報告書	第34条の2
第2号様式	期末手当・勤勉手当支給一時差止処分書	第39条の4
第3号様式	処分説明書	第39条の7

第1号様式及び第2号様式を削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。